

市報第14号

和解の専決処分報告

市長専決処分事項指定の件（昭和28年3月2日議決）により、次のように和解をしたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和2年9月3日

横浜市長 林 文子

都市整備局

専決 年月日	当事者	和解の概要
2.7.10	相手方 東京都杉並区宮 前1丁目15番13 号 株式会社ホーク ・ワン	令和元年12月23日に締結した売買契約により売却した鶴見区下野谷町の土地に地中埋設物があることが判明したため、横浜市は、相手方に対し、和解金として2,700,000円を支払うこと等について合意した。

参 考

市長専決処分事項指定の件（抜粋）

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次に掲げる事項中異例に属するもののほか、市長において専決処分にすることができる。

（第 1 号省略）

- (2) 目的物の価額が 5,000,000 円以下の和解（第 4 号に規定するものを除く。）に関すること。

（第 3 号から第 7 号まで省略）

地方自治法（抜粋）

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。